

船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る  
指名停止等の措置について

平成7年6月12日 7経第987号  
大臣官房経理課長から官房地方課長、  
各局長、統計情報部長、技術会議事務  
局長、各庁長官、農林水産研修所長あて

各局庁等又は各機関において、船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、当分の間、「工事請負契約指名停止等措置要領」を準用して行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは、「船舶工事」又は「測量・建設コンサルタント等業務」と読み替えるものとする。

なお、貴管下施設等機関及び地方支分部局（並びに関係の特殊法人）の長への通知については、貴職から願います。